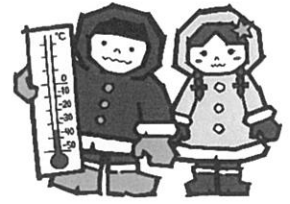


消費生活モニター募集！



☆消費生活モニターとは？

消費生活モニターとは道民の消費生活に関する意見・要望や情報の把握、物価に関する情報や意見を提出するため「北海道消費生活条例」に基づき、北海道知事より委託されます。

☆主な職務

- (1) 生活関連重要商品等の価格動向及び出回り状況の月例調査（毎月 10 日前後に実施）
- (2) 商品およびサービス（食品・美容料金等）の表示についての調査（年に 4 回程度）
- (3) アンケートの回答（年に 1～2 回程度）
- (4) その他必要に応じ、意見等の提出

☆モニターの資格

- (1) 陸別町に居住する 18 歳以上の者（高校生は除く）であって、日常生活のための商品およびサービスの購入を継続して行っている方
- (2) 原則として、北海道が主催するモニター研修会及び消費生活地域協議会に出席できる方

☆モニターの任期

令和 7 年(2025 年) 3 月 3 1 日まで

☆謝礼金

月額 1,600 円程度(年額 19,200 円程度)

☆募集人数

1 名予定

☆応募方法

産業振興課窓口、またはお電話（27-2141 内線 135）で申し込みください。

〒089-4311

北海道足寄郡陸別町字陸別東 1 条 3 丁目 1 番地

陸別町役場産業振興課商工業振興担当

電話 0156-27-2141 ・ FAX 0156-27-2798